

三田市子ども審議会について

1. 子ども審議会の設置について

子ども・子育て支援法第77条第1項の規定により、市町村は、条例で定めるところにより、子ども・子育て支援事業計画の策定・変更及び特定教育・保育施設などの利用定員の設定に関して意見を聴くなどのため、審議会その他合議制の機関を置くよう努めるものとされています。

本市においては、平成25年9月に「三田市子ども審議会条例」を制定し、本市の附属機関として、「三田市子ども審議会」を設置しました。

※三田市子ども審議会条例は、P3～4のとおり。

○子ども・子育て支援法抜粋

(市町村等における合議制の機関)

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
- 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

2. 子ども審議会の審議内容について

①特定教育・保育、特定地域型保育事業の利用定員について

幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業等の利用定員を定める際にご意見をいただきます。

②子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について

本市では、「第2期三田市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）」に基づき、各施策の推進に取り組んでいます。その実施状況について、点検・評価を行います。その際に関われた場での点検・評価とするため、子ども審議会委員の皆さまからご意見をいただきます。

③子ども・子育て支援事業計画の変更について

「三田市子ども・子育て支援事業計画」の見直しを行い、変更する際にご意見をいただきます。

④その他

本市の子ども・子育て支援に関する様々な事項について、ご意見をいただきます。

3. 今後の子ども審議会の開催について

年度	内容
令和2年度	2回程度開催予定(6月、3月予定) ◆第1期子ども・子育て支援事業計画(令和元年度)の進捗状況について ◆幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業等の利用定員について
令和3年度	2回程度開催予定(6月、3月予定) ◆第2期子ども・子育て支援事業計画(令和2年度)の進捗状況について ◆幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業等の利用定員について

※開催日決定後、概ね1か月前を目途に案内を送付させていただきます。

4. 子ども審議会の運営について

① 会議の公開について

三田市子ども審議会は、原則として公開とします。

ただし、次の場合は、審議会の決定により非公開とすることができます。

(1) 公開することにより会議が混乱するなど、適正な議事運営に著しい支障が生じ
るおそれがあると認められる場合。

(2) 三田市情報公開条例第7条各号に規定する非公開情報が含まれる事項について
審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合。

※附属機関等の会議の公開に関する事務取扱要綱は、P5～7のとおり

② 会議の傍聴について

傍聴人の定員は15人以内とします。ただし、会場の広さにより変更する場合があります。
また、傍聴希望人数が定員を超えた場合は、先着順とします。

会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命じるなど必要な措置をと
ることができま。

※附属機関等の会議の傍聴要綱は、P8～9のとおり

③ 会議録の公開などについて

会議終了後、事務局は速やかに会議録を作成します。

会議録については、個人情報等公開が適当でない部分を除いて、原則公開となります。

・ 公開にあたっては、次に掲げる事項を記載し公開するものとします。
(附属機関等の会議の公開に関する事務取扱要綱 第6条)

・ 会議録への発言者名の記載については、会議に諮って決定します。
※これまででは、発言者の氏名は記載していません。

・ 会議録は、ホームページに掲載します。

三田市条例第30号

三田市子ども審議会条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、三田市子ども審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第77条第1項各号に規定する事務
- (2) 前号に掲げるもののほか、三田市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事務

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 三田市市政への市民参加条例（平成26年三田市条例第33号）第11条又は第12条に規定する者
- (3) 市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

三田市条例第30号

三田市子ども審議会条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、三田市子ども審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 法第77条第1項各号に規定する事務

(2) 前号に掲げるもののほか、三田市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事務

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 三田市政への市民参加条例（平成26年三田市条例第33号）第11条又は第12条に規定する者

(3) 市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

附属機関等の会議の公開に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三田市情報公開条例（平成15年三田市条例第2号。以下「条例」という。）第30条に規定する附属機関及びこれに類するもの（以下「附属機関等」という。）の会議の公開に關し必要な事項を定めるものとする。

(附属機関等一覧)

第2条 附属機関等の庶務を担当する課等（以下「所管課」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した附属機関等の設置情報を作成し、公表するとともに、会議公開担当課（企画財政部企画政策課をいう。以下同じ。）に報告しなければならない。

- (1) 名称
- (2) 所掌事務
- (3) 設置根拠
- (4) 設置の年月日
- (5) 所管課の名称
- (6) その他必要な事項

2 前項に規定する公表の方法及び公表の期間は、別表のとおりとする。

3 附属機関等に廃止、統合その他の変更が生じたときは、所管課（統合された場合にあつては、統合後の附属機関等の所管課）は、速やかに、変更後の附属機関等の設置情報を作成し、会議公開担当課に報告しなければならない。

(会議開催の事前公表)

第3条 所管課は、次の各号に掲げる事項を記載した附属機関等の会議の開催予定情報（以下「会議開催予定情報」という。）を当該会議の開催日の2週間前までに作成し、公表しなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 議題
- (4) 公開・非公開の区分
- (5) 傍聴者の定員及び傍聴の手続等（会議を公開する場合に限る。）
- (6) 非公開の理由（会議を非公開とする場合に限る。）
- (7) 連絡先

2 前項に規定する公表の方法及び公表の期間は、別表のとおりとする。

(傍聴に係る手続等)

第4条 三田市情報公開条例施行規則（平成15年三田市規則第20号）第15条第2項に規定する傍聴に係る手続及び傍聴する者（以下「傍聴者」という。）が遵守すべき事項は、別に定める附属機関等の会議の傍聴要綱（平成21年4月1日施行）に定めるところによる。

2 所管課は、可能な限り多くの傍聴席の確保に努めるものとする。

(会議資料の提供)

第5条 会議資料（条例第7条各号に規定する非公開情報（以下「非公開情報」という。）に該当するものを除く。）は、条例第30条の趣旨を踏まえ、各附属機関等が決定する方法により、傍聴

者に対し提供するものとする。

- 2 前項に規定する会議資料の提供の方法は、会議の冒頭において、傍聴者に対し説明するものとする。

(会議録の作成等)

第6条 附属機関等は、会議終了後、速やかに、会議録を作成しなければならない。この場合において、当該会議録には、原則として、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 出席した附属機関等の委員の氏名
- (4) 出席した庶務職員の職及び氏名
- (5) 意見陳述等のために出席した者の氏名
- (6) 傍聴者の人数（会議を公開した場合に限る。）
- (7) 議題
- (8) 会議の内容（主な意見、結論等）
- (9) 会議の公開・非公開の区分
- (10) 非公開の理由（会議を非公開とした場合に限る。）
- (11) 使用した資料の名称
- (12) 連絡先
- (13) その他附属機関等が必要と認める事項

- 2 前項に規定する会議録の作成に必要な事項は、当該附属機関等が会議に諮って決定するものとする。

- 3 所管課は、公開した会議に係る会議録及び当該附属機関等への提出資料（以下「会議録等」という。）を公表するものとする。

- 4 前項に規定する公表の方法及び公表の期間は、別表のとおりとする。
(会議の概要の作成等)

第7条 附属機関等は、会議終了後、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した附属機関等の会議の概要（以下「会議の概要」という。）を作成し、公表するものとする。この場合において、当該会議の概要に非公開情報が含まれる場合は、〇〇表示等の方法により作成するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 出席した附属機関等の委員の氏名
- (4) 出席した庶務職員の職及び氏名
- (5) 傍聴者の人数（会議を公開した場合に限る。）
- (6) 議題
- (7) 会議の概要（結論）
- (8) 会議の公開・非公開の区分
- (9) 非公開の理由（会議を非公開とした場合に限る。）
- (10) 連絡先

- 2 前項に規定する公表の方法及び公表の期間は、別表のとおりとする。
(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、附属機関等の会議の公開に関し必要な事項は、附属機関等が会議に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年8月19日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第2条、第3条、第6条、第7条関係）

	設置情報	会議開催予定情報	会議録等	会議の概要
公表の方法	ホームページへの掲載 所管課の窓口での閲覧			
公表の期間	通年	会議開催の2週間前から翌年度末日まで		公表した日から翌年度末日まで

附属機関等の会議の傍聴要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三田市情報公開条例施行規則（平成15年三田市規則第20号）第15条第2項の規定に基づき、附属機関等（三田市情報公開条例（平成15年三田市条例第2号）第30条に規定する附属機関及びこれに類するものをいう。以下同じ。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴の手続)

第3条 附属機関等の会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿（別記様式）に記入しなければならない。

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は、その都度、会場の広さを勘案して附属機関等の長が定める。

2 附属機関等の会議を傍聴しようとする者が、前項に規定する定員を超えるときは、附属機関等の長は、先着順に附属機関等の会議の傍聴を許可するものとする。ただし、傍聴しようとする者が前項に規定する定員を超えることが明らかかな場合等においては、事前申込み、抽選等の方法により行うことができる。

(傍聴することができない者)

第5条 次の各号に掲げる者は、附属機関等の会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険な物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、附属機関等の会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第6条 傍聴人は、附属機関等の会議の傍聴に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 附属機関等の会議における言論に対し、発言、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。

(2) 附属機関等の会議において写真等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、特に附属機関等の長の許可を得た者は、この限りでない。

(3) 飲酒又は喫煙をしないこと。

(4) 静粛を守り、騒ぎ立てるなど附属機関等の会議を妨害しないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、附属機関等の会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場等)

第8条 附属機関等の長は、傍聴人がこの要綱に従わず、又は公正、円滑な附属機関等の会議の運営に支障が生じると認められるときは、当該傍聴人を制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

(報道関係者の取扱い)

第9条 本市の記者クラブに加盟する報道関係者については、第3条、第4条及び

第6条第2号の規定は適用しない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、附属機関等の会議の傍聴に関し必要な事項は、附属機関等の長が附属機関等の会議に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(附属機関等の会議の公開に関する事務取扱要綱の一部改正)

2 附属機関等の会議の公開に関する事務取扱要綱(平成15年10月1日施行)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「附属機関等の会議の傍聴要領(準則)に準じて、各附属機関等が定めるものとする。」を「附属機関等の会議の傍聴要綱(平成21年4月1日施行)に定めるところによる。」に改める。